

入札公告

下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

平成28年1月14日

館林市長 安楽岡 一雄

記

- 1 条件付き一般競争入札に付する事業の件数  
1件（個別の事業名、場所、対照番号等については、別紙を参照してください。）
- 2 入札参加に必要な条件

入札参加形態	入札説明書のとおり
入札参加資格	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。</li><li>(2) 本市が発注する建設工事の請負契約又は測量、建設コンサルタント業務等の委託契約若しくは物件の製造契約及び物件の購入契約に係る競争入札参加資格の審査の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けていること。</li><li>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、(2)の競争入札参加資格の再認定を受けている者）であること。</li><li>(4) 館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成19年館林告示第93号）に基づく指名停止期間中でないこと。</li><li>(5) 建設工事の場合にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書の有効期間内であること。</li><li>(6) 対象工事等ごとに定める入札参加に必要な条件を満たしていること。</li><li>(7) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。</li></ol>

### 3 入札日程等

入札説明書のとおり

### 4 入札手続等

入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札又は入札公告において示した条件等に関する条件に違反した入札。
- (2) 市長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後に指名停止措置を受け指名停止期間中である者等、開札時点において参加資格のない者のした入札。

【別紙】

1 対象番号 28

2 入札方法 総合評価落札方式による条件付き一般競争入札

3 工事・業務名

館林市立学校給食センター整備運営事業

4 工事・業務場所

館林市新宿一丁目200-5他8筆

5 入札参加条件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

① 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとする。なお、設計企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業については、一企業とすることも複数の企業とすることも可能とする。

ア 本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）

イ 本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

ウ 本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）

エ 本施設の厨房設備等を設計・製作・設置業務を行う企業（以下「厨房設備企業」という。）

オ 本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）

カ 本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）

キ 上記アからカに当てはまらない企業（以下「その他企業」という。）

② 本事業を実施することと選定された入札参加者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPC（Special Purpose Company：特別目的会社）を館林市内に設立するものとする。なお、入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を構成員、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を協力企業という。

③ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこと。また、代表企業は、SPCの最大出資者とする。

④ 全ての構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとする。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

⑤ 入札参加表明書の提出以降、代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

⑦ 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③ それぞれの業種（工種）において必要となる市の入札参加資格を有していること。

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業は、業務別に次の参加資格要件を満たすものとする。

ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

- ① 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

ウ 平成17年4月以降に延床面積3,000㎡以上の学校給食センターの実施設計の実績を有していること。

- ② 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

ウ 平成17年4月以降に延床面積3,000㎡以上の学校給食センターの実施設計の実績を有していること。

- ③ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は少なくともア、イ、ウ、エ及びオの要件を満たすこと。

なお、第三者に委託、又は下請人を使用する際の一次下請け業者選定について、市の入札参加資格（電気又は管）を有し、館林市内に本店（又は支店・営業所）を有する者から1社以上選定すること。ただし、構成員又は協力企業の中に、本条件を有する者【市の入札参加資格（電気又は管）を有し、館林市内に本店（又は支店・営業所）を有する者】が1者以上含まれる場合はこの限りではない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 館林市内又は邑楽郡内に本店を有する者とする。ただし、邑楽郡内に本店を有する者については、合わせて館林市内に支店又は営業所を有する者とする。

ウ 建築一式工事において格付等級がAである者とする。

エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

オ 平成17年4月以降に公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造）の新築又は改築の施工実績を有する者とする。

カ SPCに出資する構成員とする。

- ④ 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする

場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアの要件を満たすこと。

ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

イ S P Cに出資する構成員とすること。

⑤ 維持管理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアの要件を満たすこと。

ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

イ S P Cに出資する構成員とすること。

⑥ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアの要件を満たすこと。

ア H A C C P対応に対する相当の知識を有していること。

イ 7000食以上の学校給食施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

ウ S P Cに出資する構成員とすること。

## 6 申請書類等

入札説明書のとおり

## 7 工期・履行期間

契約日から平成45年8月27日まで

## 8 工事・業務概要

入札説明書等のとおり

## 9 発注課

学校給食センター

## 10 入札及び開札の日時及び場所

入札説明書のとおり

## 11 入札保証金

免除

## 12 契約保証金

館林市財務規則第191条の規定による

## 13 前払金の有無

無

## 14 最低制限価格

無

## 15 その他

本公告によるもののほか、入札に必要な事項は入札説明書による